

「北陸応援割」ロゴのスペーシング基準とカラーガイド

「北陸応援割」ロゴにはスペーシング（空間）基準とカラー基準が設定されています。

これは、隣接する他の表現要素によって「北陸応援割」ロゴのイメージが損われたり、拡散してしまうのを防ぐ目的で設定されたものです。

写真やこれに類する背景上で使用する場合は、背景のオブジェクトや絵柄が「北陸応援割」ロゴに干渉しないように注意してください。



カラー

	CMYK	RGB	16進数
■	C93, M88, Y89, K80	R0, G0, B0	#000000
■	C66, M80, Y99, K56	R65, G36, B15	#41240F
■	C27, M31, Y31, K0	R199, G179, B168	#C7B3A8
■	C14, M15, Y20, K0	R222, G213, B200	#DED5C8
■	C11, M12, Y13, K0	R233, G225, B220	#E9E1DC
□	C0, M0, Y0, K0	R255, G255, B255	#FFFFFF
■	C14, M83, Y83, K0	R224, G76, B49	#E04C31

「北陸応援割」ロゴガイドライン

「北陸応援割」ロゴ利用について、使用上のガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）を次の通り定めます。

▼北陸応援割上記掲載のロゴにつきましては、ダウンロードいただくロゴファイルに、PNG形式及びAI形式で含まれています。用途に応じてご利用ください。

「北陸応援割」ロゴ（以下「本ロゴ」といいます）の利用目的は、「令和6年能登半島地震」被災地の観光復興を目指す国の支援事業（以下「北陸応援割事業」といいます）そのものの紹介に限ります。

掲載者は、かかる目的以外の目的でロゴを利用してはなりません。

○ロゴの利用について

- ・ここで提供されている改変されていないロゴを使用すること。
- ・ダウンロードしたファイル内の規定の色で使用する。

▼ロゴガイドライン

1.本ガイドラインへの同意

掲載者は、本ガイドラインに同意することを条件として、「北陸応援割」ロゴをダウンロードのうえ無償で利用することができます。

2.権利帰属

「北陸応援割」ロゴに関連する一切の権利（著作権、商標権等の知的財産権を含みますが、これらに限りません）は、すべて「北陸応援割」事務局（当事務局）に帰属します。

3.利用条件

掲載者は以下の利用条件に従わなければなりません。

- (1)掲載者は、本ロゴの変形、加工、改変を行ってはなりません。また、掲載者は、本ロゴを文章の一部に使ってはなりません。
- (2)掲載者は、本ロゴを、ロゴの一部に利用してはなりません。
- (3)掲載者は、本ロゴを、プロフィール画像や背景に利用してはなりません。
- (4)掲載者は、本ロゴを、北陸応援割事業と関係のないサービスへリンクや転送等に利用してはなりません。
- (5)掲載者は、北陸応援割事業以外のサービスを示すものとして、本ロゴを利用してはなりません。
- (6)掲載者は、北陸応援割事業以外のサービスが北陸応援割事業として混同・誤認されるおそれのある態様で、本ロゴを利用してはなりません。
- (7)掲載者は、以下に該当する場合、本ロゴを掲載してはなりません。
 - ア) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
 - イ) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
 - ウ) 「令和6年能登半島地震」被災地のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
 - エ) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
 - オ) その他許可することが不適当と認められる場合
- (8)画像データそのものを、分離ないしは複製し、独立の取引対象として、頒布（販売、賃貸、無償配布、貸与など）することは、営利、非営利を問わずできません。

4.掲載者の責任当事務局は、掲載者が本ガイドラインに違反して本ロゴを利用していると認めた場合、当該掲載者に対して、本ロゴの利用停止、その他、当事務局が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。但し、当事務局は、かかる違反を防止又は是正する義務を負いません。なお、使用許可取り消しにより利用者に生じた損害について、当事務局は一切の責任を負わないものとします。

5.非保証・免責

- (1)当事務局は、本ロゴに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当事務局は、かかる瑕疵を除去して本ロゴを提供する義務を負いません。
- (2)当事務局は、本ロゴに起因して掲載者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。

6.本ガイドラインの変更当事務局は、当事務局が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、いつでも、本ガイドラインを変更することができます。変更後の本ガイドラインは、当事務局が運営するウェブサイト内の適宜の場所に掲示された時点からその効力を生じるものとし、掲載者は変更後も本ロゴを利用し続けることにより、変更後の本ガイドラインに同意したものとみなされます。

以上